



通常申請（随時受付）用

ふるさととしてこのよりどころとなる墓地

浦安市墓地公園 利用案内



浦安市

令和 6 年 1 月 改訂

【 目 次 】

○通常墓所（1区画 3.0 m ² ）・小型墓所（1区画 1.5 m ² ）利用案内	 P02～
--	------------

○樹林墓地利用案内	 P10～
-----------	------------

○複合霊堂について	 P15～
-----------	------------

・合葬式墓地利用案内	 P17～
・長期納骨堂利用案内	 P22～
・短期納骨堂利用案内	 P26～

○墓地公園利用者共通事項	 P30～
--------------	------------

・使用許可の承継	 P30～
・使用許可証記載事項の変更	 P30～
・使用許可証の再発行	 P30～
・改葬の手続き	 P31～
・埋蔵・収蔵証明書の作成例	 P33～
・集会施設の案内	 P34～

通常墓所（ 1 区画 3.0 m² ）・小型墓所（ 1 区画 1.5 m² ）

利 用 案 内

1. 施 設 の 概 要

墓所は、芝生地の決められた区画のカロート（コンクリート製の納骨室）上に墓石を設置し、カロートにご遺骨を埋蔵する、緑鮮やかで、区画の仕切りのない、明るく開放的な家族墓です。現在は、1 区画 3.0 m²の通常墓所と1 区画 1.5 m²の小型墓所の2種類を整備しています。

墓 所 の 種 類	通常墓所（ 1 区画 3.0 m ² ）	小型墓所（ 1 区画 1.5 m ² ）
敷 地 面 積	約 133,000 m ² （約 4 万坪）	
使 用 期 間	使用期間は、使用許可日の翌日から起算して 30 年間です。（更新可）	
整 備 計 画	10,300 基(予定)	2,200 基（予定）
墓 所 の 規 格 * 次ページ参照 *	幅：1.1m × 奥行：2.75m	規格 幅：0.77m × 奥行：1.95m
納骨できる骨壺数	8 骨（※1）まで埋蔵可能です。 ※2	4 骨（※1）まで埋蔵可能です。 ※2

※1 一般的な骨壺の大きさは、7 寸・直径 22 cm×高さ 26 cmとなります。

※2 カロートは、設置してありますが、墓石は使用者が購入し、設置いただきます。

〈参考〉第3区通常墓所（1 区画 3.0 m²）の様子

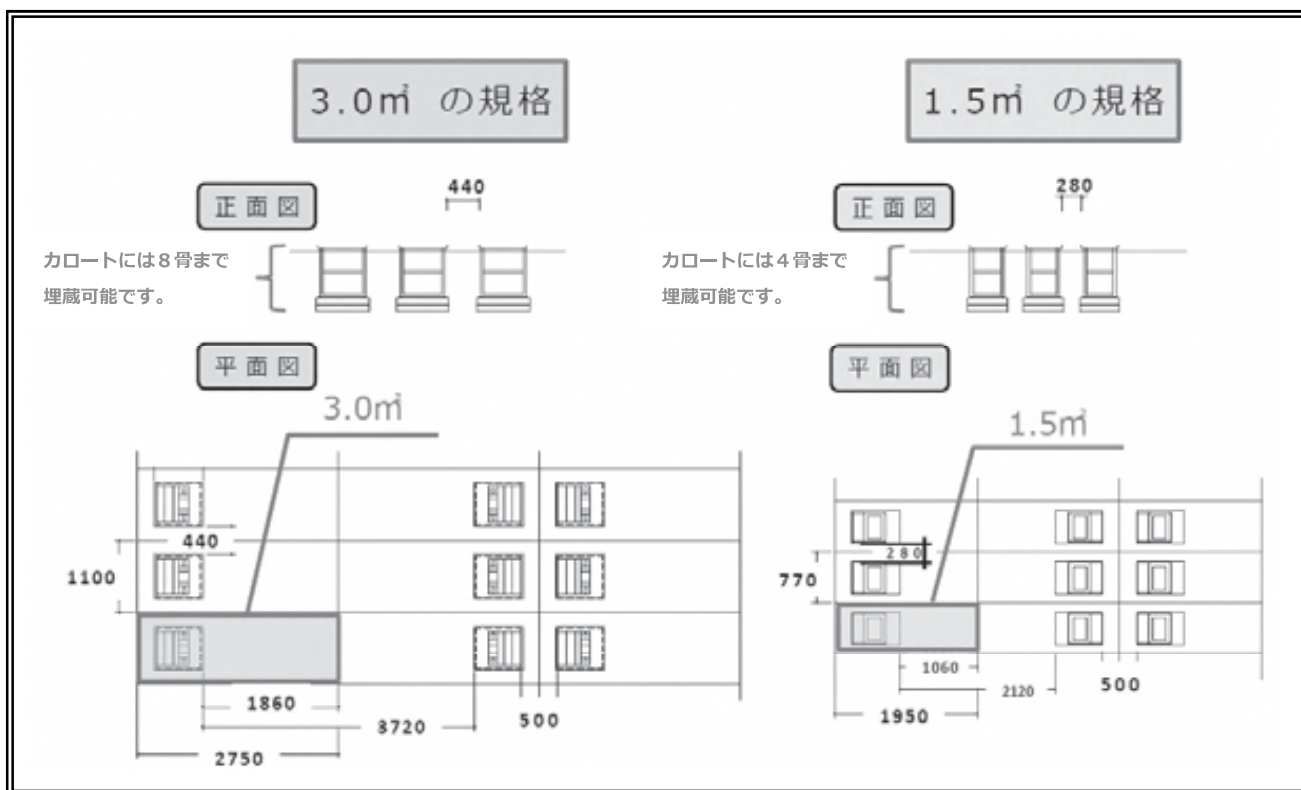


〈参考〉第3区小型墓所（1 区画 1.5 m²）の様子



※申請いただく前に、墓所の規格や墓石の大きさ等を現地にて直接ご確認くださいことをお勧めします。

＜ 参 考 ＞ 通常墓所（1区画 3.0㎡）と小型墓所（1区画 1.5㎡）の規格の違いについて



2. 申請 資 格

次の要件を全て満たしている方は、通常墓所（1区画 3.0㎡）・小型墓所（1区画 1.5㎡）の申請ができます。

1. 申請時点において本市に継続して3年以上居住し、住民基本台帳に記録されている方。
2. 墓地に埋蔵（埋葬）されたことがない遺骨で火葬骨をお持ちの方。※分骨での申請は出来ません。
3. ご遺骨に対し、祭祀を主宰すべき地位にある方（喪主的立場の方）で、原則として、ご遺骨から見て、以下の続柄の方。

- ① 配偶者（妻または夫）
- ② 血族3親等以内（子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、曾孫、おじ、おば等）
- ③ 姻族2親等以内（義子、義父母、義兄弟姉妹等）
- ④ 養子又は養女、養父、養母

4. 同一世帯内に墓地公園の墓所をお持ちの方がいないこと。

※申請は、一世帯につき一墓所です。同一世帯内で複数の方が申請することはできません。

＊ 使用許可日の翌日から起算して1年以内に墓石の設置し、ご遺骨を埋蔵してください。

3. 申請 方 法

通常墓所（1区画 3.0㎡）・小型墓所（1区画 1.5㎡）の使用許可申請の手続きは、市役所環境衛生課で受付しています。申請手続きは原則として本人が行って下さい。場合によっては、詳しい説明や異なる書類が必要になりますので、事前に環境衛生課にご相談のうえ手続きをして下さい。

- （1）受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。）

(2) 申請の際には、次の書類が必要です。

① 浦安市墓地公園使用許可申請書・誓約書

※環境衛生課で配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。

② 申請者の住民票（世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの）

※発行日より2週間以内のもの

③ 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・死亡者との続柄がわかるもの

※発行日より3ヶ月以内のもの

④ 死亡者の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・死亡日が記載されたもの

※③の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）

※発行日より3ヶ月以内のもの

※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。

（自治体によって期間が多少異なります。）

※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。

※胎児の場合は戸籍がないため、必要ありません。

⑤ ご遺骨の証明書類 ○死体（胎）火葬許可証の写し（まだどこにも埋蔵されたことのない新骨の場合）

※裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。また、許可日までに原本の確認をします。

○収蔵証明書（納骨堂に収蔵している場合）

○墓地公園使用許可証の写し（浦安市墓地公園内の他のお墓を使用している場合）

⑥ その他の書類 申請者と死亡者の間柄などにより、③④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

4. 使用料・年間管理料

墓所の種類	通常墓所（1区画 3.0 m ² ）	小型墓所（1区画 1.5 m ² ）
使用料	1墓所につき：450,000円（30年間分）※1	1墓所につき：225,000円（30年間分）※1
年間管理料	1墓所につき：市内者 5,610円／年 ※2 市外者 8,410円／年 ※3 （消費税込）	1墓所につき：市内者 2,800円／年 ※2 市外者 4,200円／年 ※3 （消費税込）

※1 許可証の交付の際に、納付書をお渡ししますので、納期限（許可日より約1か月）までに金融機関等で納めてください。（分割やクレジットカード払いはできません。）

※2 年度途中からの使用した場合の初年度の管理料は次ページの通り、許可月に応じて月割りで計算します。
初年度は使用料と同じく納付書で納めていただきます。2年目以降は口座振替をご利用ください。

※3 市外者料金とは、使用者が市外に転出した場合です。（基準日は1月1日）

許可日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常墓所 (3.0㎡)	5,610	5,140	4,670	4,200	3,740	3,270	2,800	2,330	1,870	1,400	930	460
小型墓所 (1.5㎡)	2,800	2,540	2,310	2,070	1,840	1,610	1,380	1,150	920	690	460	230

(消費税込)

5. 使用許可証の交付

墓所使用許可証は、下記許可日以降にご自宅へ郵送します。

申請の受付日	許可日
1日から15日までの受付	翌月の1日
16日から月末までの受付	翌月の15日

※許可日が土・日曜日、祝日の場合、郵送日は繰り下がります。

6. 墓所の位置の決定方法

- (1) 使用を許可する墓所の位置は、使用許可証を交付する際に市が決定します。
- (2) 使用を許可する墓所の位置は指定できません。

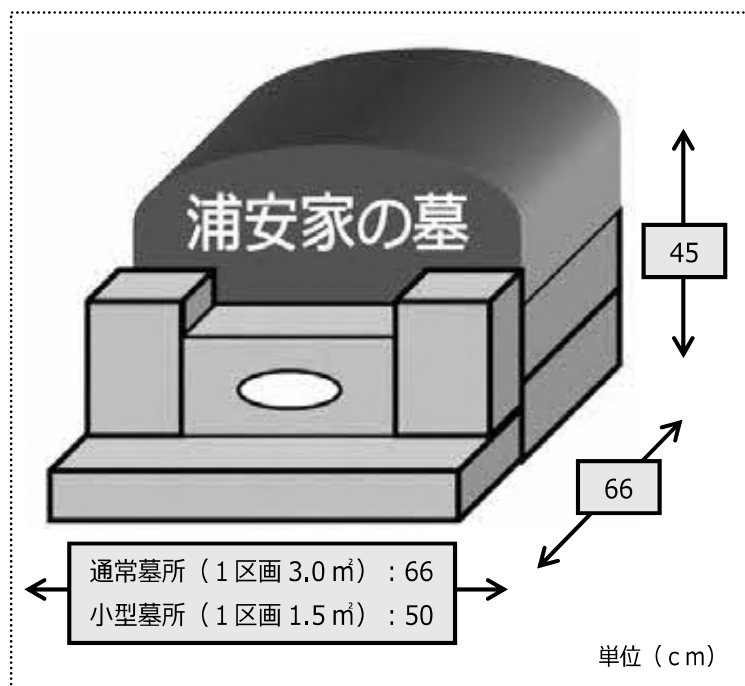
7. 墓石の設置基準

使用許可の翌日から1年以内に墓石を設置してください。なお、次ページの墓石設置基準以外の墓石を設置することはできません。

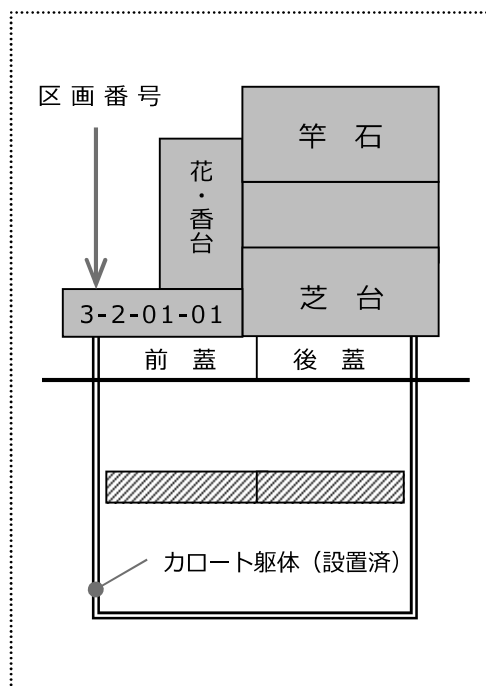
通常墓所（1区画 3.0 m²）・小型墓所（1区画 1.5 m²）の墓石設置基準

区 分		基 準	
墓	石	1 基 以 内	カロートの上部に芝台を設け、その上に墓石を設置して下さい。墓石は、芝台を含めて、高さ 45 cm以内、奥行き 66 cm以内（通常墓所、小型墓所共通）、幅は、通常墓所が 66 cm以内、小型墓所が 50 cm以内。 芝台は、奥行き 66 cm（通常墓所、小型墓所共通）、幅は、通常墓所が 66 cm、小型墓所が 50 cmを標準とする。
香	炉	1 基 以 内	
花	立	1 対 ま で	
墓 石 の 表 示		姓 の 表 示	墓石の正面に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けた者の姓に限ります。
		位 置 の 表 示	芝台の右側面に区画番号を彫刻してください。 （例）第3区第2街区1列1番を『 3-2-01-01 』列と番が一桁の場合は01というように、0を加えて彫刻して下さい。
設 置 で き な い も の		墓誌、塔婆、地藏尊、外柵、盛土、植栽等	

通常墓所と小型墓所の墓石イメージ



墓所側面図（カロート墓石標準設計）



※石材店の指定はありません。

※墓石の形態が、設置基準に違反している場合は、直ちに改修工事をしていただきます。

また、姓の表示に「原則として」とありますが、原則以外としては、「心、やすらぎ」等の言葉であり、使用許可を受けた者以外の姓の表示はできません。

8. 墓石の設置手続き

墓石の設置手続きは、浦安市墓地公園墓所使用許可証の交付後に、墓地公園管理事務所で行ってください。

墓石図面を管理事務所まで提出してください。



墓石の設置工事を始める3日前までに、右の5点の書類を管理事務所まで提出してください。
書類確認の上、墓所一時使用許可証を交付します。

- ① 浦安市墓地公園墓碑設置工事開始届（3枚複写）
- ② 墓石の平面及び立体を明示した図面（縮尺 1/10）
- ③ 浦安市墓地公園墓所使用許可証
- ④ 墓所一時使用料 730 円（消費税込）
- ⑤ 墓所使用料・年間管理料の納入後の領収書（写しでも可）



墓石ができれば、現地で設置工事を行ってください。
工事を行う当日、墓所一時使用許可証を管理事務所に提出していただきます。また、墓石工事が終わったら、管理事務所まで連絡してください。適正な墓石かどうか検査を行います。

- ※ 工事期間は工事開始日から 10 日間になります。
- ※ 墓石の設置は石材店が行ってください。
- ※ 墓石の設置は土日祝日やお盆などはできません。

9. 埋 蔵（ 納 骨 ） に つ い て

- (1) 使用許可の翌日から1年以内にご遺骨を埋蔵（納骨）しない場合は、使用許可の取り消しとなります。
- (2) 埋蔵（納骨）する場合は、埋蔵予定日の1週間前までに、墓地公園管理事務所に電話予約をし、前日までに
次の書類を墓地公園管理事務所へ提出してください。書類の提出がない場合は埋蔵できません。

- ① 浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届
※管理事務所でご用意します。1 焼骨につき 1 枚必要。
- ② 浦安市墓地公園墓所使用許可証
- ③ 死体（胎）火葬許可証または改葬許可証（原本）
※1 焼骨につき 1 枚必要。

- (3) 墓所には、ご遺骨以外のものは埋蔵できません。

※死体（胎）火葬許可証または改葬許可証の無いご遺骨の埋蔵は、法律で禁止されていますので、
埋蔵手続きまで紛失されないようご注意ください。

※墓石を設置してから埋蔵（納骨）してください。

※埋蔵（納骨）には石材店の手配が必要です。

※納骨は土日祝日やお盆の日も行えます。

※カロートには一般的な骨壺（7 寸・直径 22 cm×高さ 26 cm）で、通常墓所（1 区画 3.0 m²）なら
8 骨まで、小型墓所（1 区画 1.5 m²）なら 4 骨まで入ります。

10. 使用期間の更新

- (1) 使用許可期間は、使用許可日の翌日から起算して30年間です。
- (2) 墓所の使用期間満了を迎える年度の前年度1月頃に、該当する墓所使用者を対象に、更新・返還の意向を確認する書類を送付します。
- (3) 更新期間は、10年、30年のいずれかを選ぶことができます。
- (4) 使用期間の更新にあたり、以下のとおり更新料がかかります。

墓所区分	更新年数	使用料（更新） ～市内者料金（＊）～	使用料（更新） ～市外者料金（＊）～
通常墓所	30年	180,000円	270,000円
*3.0㎡区画	10年	60,000円	90,000円
小型墓所	30年	90,000円	135,000円
*1.5㎡区画	10年	30,000円	45,000円

＊使用期間満了年度の前年度1月1日時点の住所が浦安市の場合は市内者料金が、浦安市外の場合は市外者料金が適用されます。

（例）満了日：令和5年8月1日 → 令和5年1月1日時点の住所が基準になります。

11. 墓所の返還

使用者は、墓所を使用しなくなったときは、その墓所を原状に回復した後、速やかに返還手続きをしてください。

なお、墓所の使用期間満了前、または使用期間の満了を機に、使用区画の返還を希望される方を対象に、墓所返還の負担軽減を図る以下の2制度がご利用いただけます。

以下の2制度の利用を希望される場合は、環境衛生課までご連絡ください。

（1）合祀室改葬等許可制度

制度の内容	①	使用中の墓所を返還する際、墓所に埋蔵しているご遺骨を、使用料の負担なく合祀室（共同埋蔵で市の永代管理）へ改葬することができます。
	②	墓所の返還に伴い、墓所の現使用者とその配偶者に限り、合葬式墓地（合祀室）の生前予約ができます。 1人あたり、使用料35,000円をご負担いただきます。

（2）墓石撤去費等助成制度

制度の内容	返還する墓所の墓石撤去費等、返還区画の原状復旧に要した費用について、返還後に市から補助金（上限150,000円）を交付します。
-------	---

12. 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、墓所の使用許可を取り消します。

- (1) 使用者が使用の許可を受けた墓所を、その目的以外に使用したとき。
- (2) 管理料を3年以上納付しないとき。
- (3) 使用者が墓所の使用の権利を、第三者に譲渡、または転貸したとき。
- (4) 使用者が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても、祭祀を承継する者がいないとき。
- (5) 使用期間満了後、2年経過しても使用の更新をしないとき。
- (6) 使用許可日の翌日から起算して1年以内に、ご遺骨を埋蔵しないとき。
- (7) 条例又は規則に違反したとき。

13. 利用上の注意事項

- (1) 献花やお線香以外の物を置くことはできません。（供物や卒塔婆等）
- (2) 公園施設及び設備のご利用の際には、設備を破損したり汚すことのないように、ご注意ください。
- (3) 墓地公園内における営利行為は、一切禁止しています。
- (4) その他墓地公園において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑の掛かる行為をした場合は、直ちに退園していただきます。
- (5) 墓地公園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- (6) 墓地公園の運営・管理については「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」によります。
- (7) 墓所返還時、管理料の返還はありません。また、使用料は使用許可日から1年以内の返還で、かつ、墓所を使用していない（焼骨を埋蔵していない）場合に限り、半額を返還します。

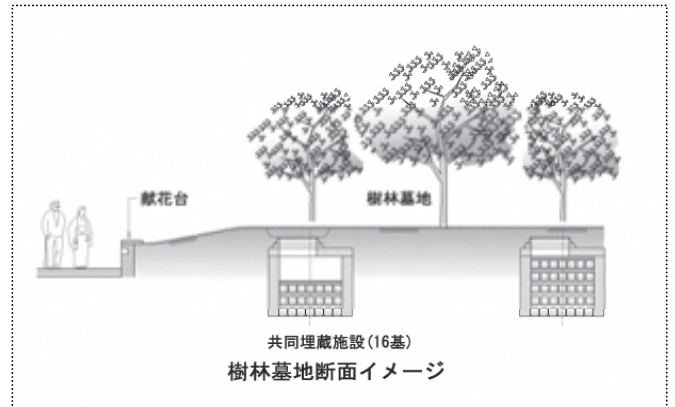
樹林墓地利用案内

1. 施設の概要

樹林墓地は、樹林を墓標として、その下にご遺骨を埋蔵する、共同埋蔵方式の墓地です。お預かりしたご遺骨は、市が骨袋に入れ替え、他のご遺骨と一緒に埋蔵します。

ご遺骨は、土に直接触れるように埋蔵されますので、自然に還りたいと考える方、また永代使用ですので、お墓を守る方がいない方、残された家族に負担をかけたくないと考える方に適しています。

なお、遺骨は、共同埋蔵されるため、埋蔵後に、ご遺骨を返還することは出来ません。



敷地面積	約450㎡（約136坪）
構造	共同埋蔵施設（コンクリート製の納骨室×16基） 墓域内に、コンクリート製の納骨室である共同埋蔵施設（カロート）を16基整備しています。共同埋蔵施設は、1基につき、ご遺骨を約320体収容できますので、全体で、約5,000体の受け入れが可能です。
植栽樹木	来園の際、心やすらかに参りができるよう、四季を感じられる花木や紅葉する樹木を中心に植えています。 ・高木（クスノキ・スダジイ・タブノキ・オオシマザクラなど） ・中木（モッコク・サルスベリ・ハナモモ・ナンキンハゼなど）
埋蔵方法	お預かりしたご遺骨は、翌月に（月1回）、市が指定した埋蔵施設へ納骨します。共同埋蔵方式によるため、使用者は埋蔵時に、現場にて立ち会うことはできません。
参拝方法	樹林墓地正面に設けられた献花台（献花台の下部に、線香台が設置してあります。）の前でお参りしていただきます。※献花やお線香以外のもの（供物や卒塔婆等）を置くことは出来ません。

2. 申請資格

次の要件を満たしている方は、樹林墓地の申請が出来ます。

1.

申請者が市民の場合	申請者が市外者の場合
以下のいずれの要件も満たしていること。 ○申請者が申請時点において本市に継続して1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。 ○お持ちのご遺骨が墓地に埋蔵されたことがない火葬骨（分骨不可）であること。	以下のいずれの要件も満たしていること。 ○死亡者が死亡時点において、本市に継続して1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。 ○死亡者が死亡してから1年以内の申請で、そのご遺骨が埋蔵又は収蔵されたことがない火葬骨（分骨不可）であること。

2. ご遺骨に対し、祭祀を主宰すべき地位にある方（喪主的立場の方）で、原則として、ご遺骨から見て、以下の続柄の方。

- ① 配偶者（妻または夫）
- ② 血族3親等以内（子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、曾孫、おじ、おば等）
- ③ 姻族2親等以内（義子、義父母、義兄弟姉妹等）
- ④ 養子又は養女、養父、養母

＊ 使用許可日の翌日から起算して3年以内にご遺骨を墓地公園管理事務所までお持ちください。

3. 申請方法

樹林墓地の使用許可申請の手続きは、市役所環境衛生課で随時受付しています。

申請手続きは原則として本人が行って下さい。場合によっては、詳しい説明や異なる書類が必要になりますので、事前に環境衛生課にご相談のうえ手続きしてください。

- (1) 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

（土・日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。）

- (2) 申請の際には、次の書類が必要です。

① **浦安市墓地公園使用許可申請書・誓約書**

※環境衛生課で配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。

② **申請者の住民票**（世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの）

※発行日より2週間以内のもの

③ **申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡者との続柄がわかるもの

※発行日より3ヶ月以内のもの

④ **死亡者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡日が記載されたもの

※③の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）

※発行日より3ヶ月以内のもの

※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。

（自治体によって期間が多少異なります。）

※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。

※胎児の場合は戸籍がないため、必要ありません。

⑤ **ご遺骨の証明書類** ○死体（胎）火葬許可証の写し（まだどこにも埋蔵されたことのない新骨の場合）

※裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。また、許可日までに原本の確認をします。

○収蔵証明書（納骨堂に収蔵している場合）

○墓地公園使用許可証の写し（浦安市墓地公園内の他のお墓を使用している場合）

⑥ **その他の書類** 申請者が市外者の場合、死亡者の住民票（除票）を併せてご提出ください。

申請者と死亡者の間柄などにより、③④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

4. 使用料

使用料 1 焼骨につき 120,000円

※許可証の交付の際に、納付書をお渡ししますので、納期限（許可日より約 1 か月）までに金融機関等で納めて下さい。（分割やクレジットカード払いはできません。）

※使用料の他には、費用はかかりません。

5. 使用許可証の交付

樹林墓地使用許可証は、下記許可日以降にご自宅へ郵送します。

申請の受付日	許可日
1 日から 15 日までの受付	翌月の 1 日
16 日から月末までの受付	翌月の 15 日

※許可日が土・日曜日、祝日の場合、郵送日は繰り下がります。

6. 埋蔵（納骨）の依頼について

（1）使用許可後、市が使用者から埋蔵（納骨）の依頼を受けたご遺骨を樹林墓地に埋蔵します。

※使用許可を受けたご遺骨以外の埋蔵（納骨）はできません。

（2）使用許可の翌日から 3 年以内にご遺骨の埋蔵（納骨）の依頼をしない場合は、使用許可の取り消しとなります。

（3）埋蔵（納骨）の依頼をする場合は、埋蔵依頼日（ご遺骨を墓地公園にお持ちいただく日）が決まりましたら、埋蔵予定日の 1 週間前までに、墓地公園管理事務所にその日時を連絡し、埋蔵日の前日までに次の書類を墓地公園管理事務所へ提出してください。書類の提出がない場合は埋蔵できません。

また、使用料の納入前に、埋蔵依頼の手続きを行うことはできません。

① 浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届 ※管理事務所でご用意します。1 焼骨につき 1 枚必要。

② 浦安市墓地公園樹林墓地使用許可証

③ 死体（胎）火葬許可証または改葬許可証（原本） ※1 焼骨につき 1 枚必要。

④ 樹林墓地使用料の納入後の領収書（写しでも可）

（4）依頼を受けたご遺骨は、原則として、翌月の第 1 週目（1 月の場合は第 2 週目）に埋蔵します。

また、埋蔵の立ち合いはできません。

※荒天等により、埋蔵日を順延する場合があります。なお、埋蔵日は、埋蔵後、埋蔵依頼者に、封書にて通知します。

（5）ご遺骨を墓地公園管理事務所までにお持ちいただく際は、骨壺に入れたままお持ちください。

ご遺骨のみを埋蔵しますので、遺品等のご遺骨以外のものはお預かりできません。

7. 埋 蔵 位 置 （ 共 同 埋 蔵 施 設 ） の 決 定 方 法

- (1) ご遺骨の埋蔵位置は、ご遺骨の埋蔵日に市が決定します。(埋蔵位置の指定はできません。)
- (2) 詳細な埋蔵位置はお知らせできませんが、埋蔵した区域については、埋蔵日と併せて埋蔵後に封書にて通知します。

8. 使 用 期 間

樹林墓地は、市が永代管理しますので、使用期間の更新の手続き等はありません。

なお、樹林墓地が災害や経年劣化により、施設の維持管理上や運営上で問題が生じた場合は、改修あるいは移動する場合がありますので、ご了承ください。

9. 樹 林 墓 地 の 返 還

使用者は、ご遺骨を埋蔵する前に、使用する必要がなくなったときは、速やかに返還手続きをしてください。届出の際には、次の書類が必要です。(申請窓口：墓地公園管理事務所)

- ① 浦安市墓地公園樹林墓地・合葬式墓地使用許可取消申出書 ※管理事務所でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園樹林墓地使用許可証

※使用料は、使用許可日から、2年以内の返還で樹林墓地を使用していない場合に限り、既納使用料の一部を還付します。還付割合については、以下のとおりになります。

◆取消しの申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に行われた場合
→既納使用料の5割に相当する額

◆取消しの申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して2年以内に行われた場合
(ただし、上記の還付を受けた者を除く。)
→既納使用料の2割5分に相当する額

10. 使 用 許 可 の 取 消 し

次の事項に該当する場合は、樹林墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 使用者が使用許可を受けた樹林墓地を、その目的以外に使用したとき。
- (2) 使用料を納付しないとき。
- (3) 使用者が樹林墓地の使用の権利を、第三者に譲渡したとき。
- (4) 使用許可日の翌日から起算して3年以内に、ご遺骨を埋蔵しないとき。
- (5) 条例又は規則に違反したとき。

11. 利用上の注意事項

- (1) 使用許可を受けたご遺骨以外は、埋蔵できません。
- (2) 樹林墓地に埋蔵した後はご遺骨を取り出すことはできません。
- (3) 埋蔵にご家族が立ち会うことはできません。
- (4) 樹木が枯死あるいは生育不良の場合は植替えを行います。その際に樹種も変更する場合があります。
- (5) 埋蔵者の氏名を記した構造物（記名板等）はありません。
- (6) 献花やお線香以外のものを置くことはできません。（供物や卒塔婆等）
- (7) 墓地公園内における営利行為は、一切禁止しています。
- (8) 公園施設及び設備のご利用の際には、設備を破損したり汚すことのないように、ご注意ください。
- (9) その他墓地公園において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑の掛かる行為をした場合は、直ちに退園していただきます。
- (10) 墓地公園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (11) 墓地公園の運営・管理については「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」によります。

複 合 霊 堂 に つ い て

令和元年8月1日から供用を開始した複合霊堂は、合葬式墓地や長期納骨堂・短期納骨堂を併設した墓地施設です。屋外正面の祭壇（中央部にモニュメントを設置）では、どなたでも、お花やお線香を上げることができます。

[整備基数]

施 設 名	整 備 数
合 葬 式 墓 地	1,620 基
長 期 納 骨 堂	631 壇
短 期 納 骨 堂	440 壇

[構 造] RC（鉄筋コンクリート造り）

[階 数] 地上2階

[面 積]

建 築 面 積	約 855 m ² （屋外祭壇含む）
延 床 面 積	約 1,598 m ² （屋外祭壇含む）

〈参考〉複合霊堂の外観



〈参考〉複合霊堂屋外祭壇について

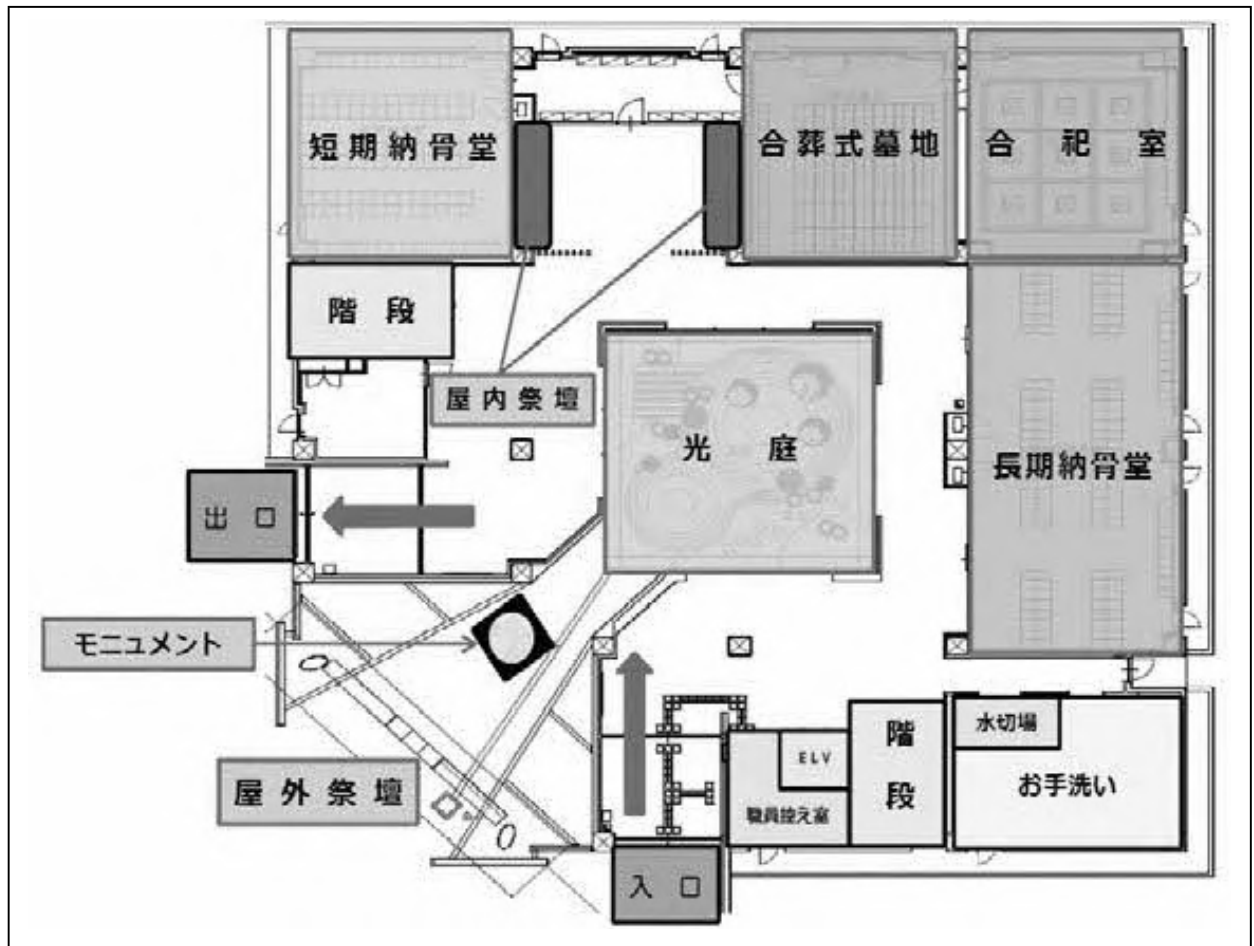
左図：屋外祭壇（モニュメント）。複合霊堂屋外正面に設置しています。

右図：光庭（中庭）。複合霊堂の中心に憩いの空間として配置しました。屋内や屋外祭壇から眺めることができます。



※中に入ることはできません。

〈参考〉複合霊堂屋内見取図（１F）



合葬式墓地利用案内

1. 施設の概要

合葬式墓地は、ご遺骨を20年間納骨壇でお預かりした後、合祀室に埋蔵する、共同埋蔵方式の墓地です。
合祀室に埋蔵する際は、ご遺骨を骨袋に入れ替え、他のご遺骨と一緒に埋蔵します。

ご遺骨は、土に直接触れるように埋蔵されますので、自然に還りたいと考える方、また、永代使用ですので、お墓を守る方がいない方、残された家族に負担をかけたくないと考える方に適しています。

なお、合祀室に埋蔵した後は、ご遺骨を返還することはできません。

〔整備基数〕 1,620基 ※9,000体を埋蔵できる合祀室を備えています。

〔納骨方法〕 職員がご遺骨をお預かりし、納骨壇に収めます。

他のご遺骨も収めているため、使用者が納骨の現場に立ち会うことはできません。

合祀室に埋蔵する際も、他のご遺骨を扱うため、合祀の現場に立ち会うことはできません。

〔参拝方法〕 間接礼拝方式（※）によりお参りしていただきます。

※お墓参りのように、直接個々の墓前でお参りするのではなく、納骨室前に設置した屋内祭壇でお参りしていただく方法です。

〈参考〉合葬式墓地の様子

左図：合葬式墓地の納骨室。こちらでお預かりしたご遺骨を20年間保管します。入室はできません。

右図：合葬式墓地の屋内祭壇（合同礼拝所）。お参りの際にご利用できます。



2. 申請資格

次の要件を全て満たしている方は、合葬式墓地の申請ができます。

1.

申請者が市民の場合	申請者が市外者の場合
以下のいずれの要件も満たしていること。 ○申請者が申請時点において、本市に継続して2年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。 ○お持ちのご遺骨が墓地に埋蔵されたことがない火葬骨（分骨不可）であること。	以下のいずれの要件も満たしていること。 ○死亡者が死亡時点において、本市に継続して2年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。 ○死亡者が死亡してから1年以内の申請で、そのご遺骨が埋蔵又は収蔵されたことがない火葬骨（分骨不可）であること。

2. ご遺骨に対し、祭祀を主宰すべき地位にある方（喪主的立場の方）で、
原則として ご遺骨から見て、以下の続柄の方。

- ① 配偶者（妻または夫）
- ② 血族3親等以内（子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、曾孫、おじ、おば等）
- ③ 姻族2親等以内（義子、義父母、義兄弟姉妹等）
- ④ 養子又は養女、養父、養母

＊ 使用許可日の翌日から起算して1年以内にご遺骨を墓地公園管理事務所までお持ちください。

3. 申請方法

合葬式墓地の使用許可申請の手続きは、市役所環境衛生課で随時受付しています。申請手続きは原則として本人が行って下さい。場合によっては、詳しい説明や異なる書類が必要になりますので、事前に環境衛生課にご相談のうえ手続きをして下さい。

- （1）受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。）

- （2）申請の際には、次の書類が必要です。

① **浦安市墓地公園使用許可申請書・誓約書**

※環境衛生課で配布します。

② **申請者の住民票**（世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの）

※発行日より2週間以内のもの

③ **申請者の戸籍謄本**（全部事項証明書）・・・死亡者との続柄がわかるもの

※発行日より3ヶ月以内のもの

④ **死亡者の戸籍謄本**（全部事項証明書）・・・死亡日が記載されたもの

※③の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）

※発行日より3ヶ月以内のもの

※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。

（自治体によって期間が多少異なります。）

※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。

※胎児の場合は戸籍がないため、必要ありません。

⑤ **ご遺骨の証明書類** ○死体（胎）火葬許可証の写し（まだどこにも埋蔵されたことのない新骨の場合）

※裏面に記載がある場合は裏面の写しが必要です。また、許可日までに原本の確認をします。

○収蔵証明書（納骨堂に収蔵している場合）

○墓地公園使用許可証の写し（浦安市墓地公園内の他のお墓を使用している場合）

⑥ **その他の書類** 申請者が市外者の場合、死亡者の住民票（除票）を併せてご提出ください。

申請者と死亡者の間柄などにより、③④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

4. 使用料

使用料（20年保管後埋葬） 1 焼骨につき 137,500 円（消費税込）

※許可証の交付の際に、納付書をお渡ししますので、納期限（許可日より約 1 か月）までに金融機関等で納めてください。（分割やクレジットカード払いはできません。）

※使用料の他には、費用はかかりません。

5. 使用許可証の交付

使用許可証は、下記許可日以降にご自宅へ郵送します。

申請の受付日	許可日
1 日から 15 日までの受付	翌月の 1 日
16 日から月末までの受付	翌月の 15 日

※許可日が土・日曜日、祝日の場合、郵送日は繰り下がります。

6. 埋蔵（納骨）の依頼について

（1）使用許可後、市が使用者から埋蔵の依頼を受けたご遺骨を合葬式墓地の納骨壇に収めます。

※使用許可を受けたご遺骨以外の納骨はできません。

（2）使用許可の翌日から 1 年以内にご遺骨の埋蔵（納骨）の依頼をしない場合は、使用許可の取り消しとなります。

（3）埋蔵（納骨）の依頼をする場合は、埋蔵依頼日（ご遺骨を墓地公園にお持ちいただく日）が決まりましたら、埋蔵予定日の 1 週間前までに、墓地公園管理事務所にその日時を連絡し、埋蔵依頼日の前日までに次の書類を墓地公園管理事務所へ提出してください。書類の提出がない場合は納骨できません。

また、使用料の納入前に、埋蔵依頼の手続きを行うことはできません。

① 浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届 ※管理事務所でご用意します。1 焼骨につき 1 枚必要。

② 浦安市墓地公園合葬式墓地使用許可証 ※1 焼骨につき 1 許可証が必要。

③ 死体（胎）火葬許可証または改葬許可証（原本） ※1 焼骨につき 1 枚必要。

④ 合葬式墓地使用料の納入後の領収書（写しでも可）

（4）ご遺骨を墓地公園管理事務所にお持ちいただく際は、骨壺に入れたままお持ちください。ご遺骨のみを埋蔵しますので、遺品等のご遺骨以外のものはお預かりできません。

7. 埋蔵（納骨）位置の決定方法

（1）ご遺骨の埋蔵（納骨）位置は、市が決定します。（納骨壇等の位置の指定はできません。）

（2）納骨壇のある納骨室及び合祀室は入室不可のため、埋蔵（納骨）位置はお知らせできません。

8. 使用期間

合葬式墓地は、市が永代管理しますので、使用期間の更新の手続き等は、ありません。

なお、複合霊堂が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上や運営上で問題が生じた場合は、改修あるいは移動する場合がありますので、ご了承ください。

9. 合葬式墓地の返還

使用者は、ご遺骨が合祀室に合祀される前に（合葬式墓地を使用しないまま返還する場合も含む。）、使用する必要がなくなったときは、速やかに返還手続きをしてください。手続きの際には、次の書類が必要です。（申請窓口：墓地公園管理事務所）

- ① 浦安市墓地公園樹林墓地・合葬式墓地使用許可取消申出書 （ご遺骨を納骨壇に預けていない場合）
浦安市墓地公園返還届 （ご遺骨を納骨壇に預けている場合）
※上記2点の書類は、管理事務所でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園合葬式墓地使用許可証

※納骨壇にご遺骨を預けているときは、改葬の手続きをし、ご遺骨を改葬した後に返還手続きをしてください。

※使用料は、使用許可日から19年が経過する前に限り、既納使用料の一部を還付します。

還付割合については、以下のとおりになります。

※別途「浦安市墓地公園使用料還付請求書」が必要になりますので、詳しくは墓地公園管理事務所までお問い合わせください。

使用許可を受けてからの経過年数	還付割合
1年以内	19/38
1年を超え、2年以内	18/38
2年を超え、3年以内	17/38
3年を超え、4年以内	16/38
4年を超え、5年以内	15/38
5年を超え、6年以内	14/38
6年を超え、7年以内	13/38
7年を超え、8年以内	12/38
8年を超え、9年以内	11/38
9年を超え、10年以内	10/38
10年を超え、11年以内	9/38
11年を超え、12年以内	8/38
12年を超え、13年以内	7/38
13年を超え、14年以内	6/38
14年を超え、15年以内	5/38
15年を超え、16年以内	4/38
16年を超え、17年以内	3/38
17年を超え、18年以内	2/38
18年を超え、19年以内	1/38
19年を超え、20年以内	0/38

10. 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 使用者が使用の許可を受けた合葬式墓地を、その目的以外に使用したとき。
- (2) 使用料を納付しないとき。
- (3) 使用者が合葬式墓地の使用の権利を、第三者に譲渡したとき。
- (4) 使用許可日の翌日から起算して1年以内に、ご遺骨を埋蔵しないとき。
- (5) 条例又は規則に違反したとき。

11. 利用上の注意事項

- (1) 使用許可を受けたご遺骨以外は、埋蔵できません。
- (2) 合葬式墓地の合祀室に埋蔵した後はご遺骨を取り出すことはできません。
- (3) ご遺骨が埋蔵（納骨）されている納骨壇や合祀室には入室することはできません。
また納骨壇や合祀室への埋蔵（納骨）には、ご家族が立ち会うことはできません。
- (4) 埋蔵者の氏名を記した構造物（記名板等）はありません。
- (5) 合葬式墓地の屋内祭壇では献花以外はできません。（お線香や供物等）
また、合同の礼拝所になりますので、法要等での使用はご遠慮ください。
なお、複合霊堂の屋外祭壇では、お線香をあげることができます。
- (6) 公園施設及び設備のご利用の際には、設備を破損したり汚すことのないように、ご注意ください。
- (7) 墓地公園内における営利行為は、一切禁止しています。
- (8) その他墓地公園において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑の掛かる行為をした場合は、直ちに退園していただきます。
- (9) 墓地公園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承下さい。
- (10) 墓地公園の運営・管理については「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」及び、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」によります。

長期納骨堂利用案内

1. 施設の概要

長期納骨堂は、屋内型の墓所をイメージしたロッカー形式の収蔵施設です。ご遺骨を保管した納骨壇の前で直接お参りし、お花を供えることができます。長期間の使用を想定して整備された施設で、骨壺を2体まで収蔵できる納骨壇（2体用）と同6体まで収蔵できる納骨壇（6体用）のいずれかを選んでご利用いただけます。長期納骨堂は、10年契約ですが、10年経過後、使用期間の更新を希望する場合は、契約の更新が必要です。

[整備基数] 631 壇 （2体用：379 壇 6体用：252 壇）

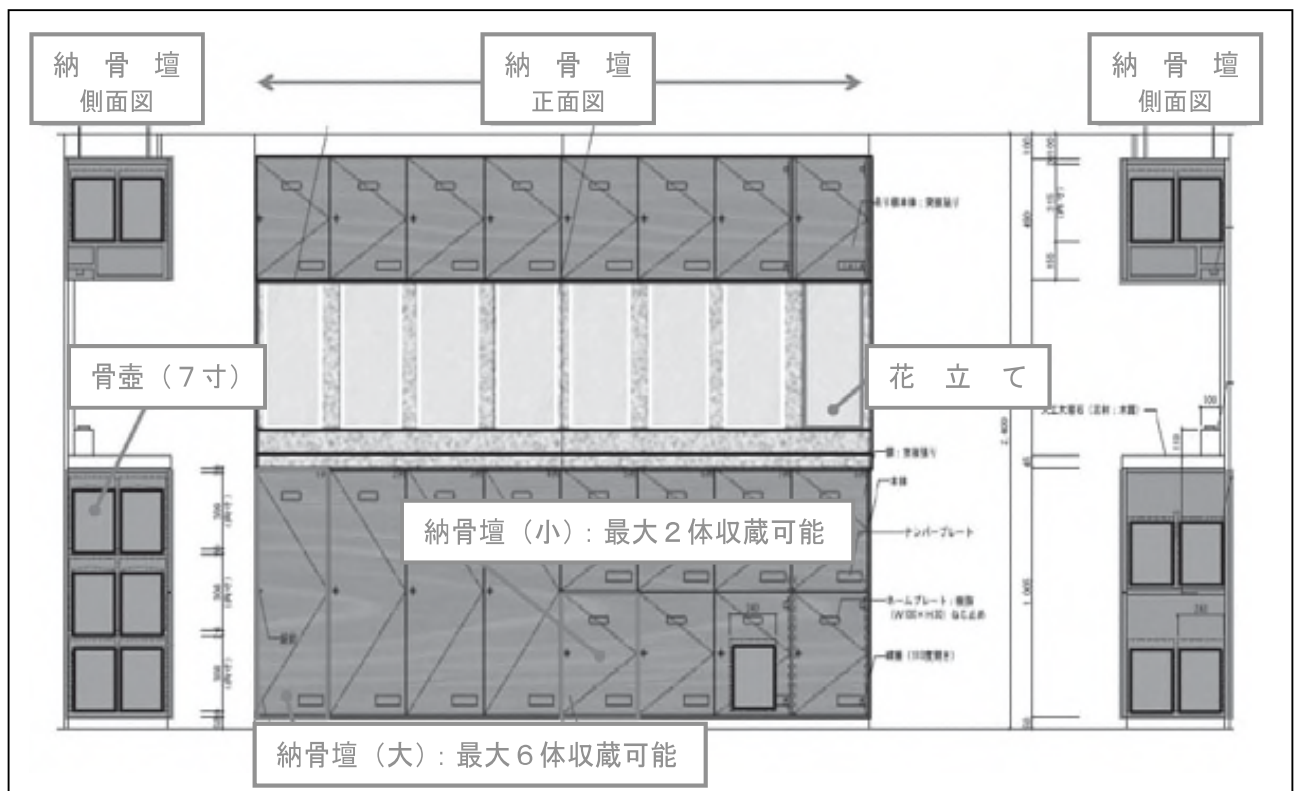
※需要に応じて、順次増設を行います。

[納骨方法] 職員がご遺骨をお預かりし、納骨室へ収蔵（納骨）いたします。

[参拝方法] 直接礼拝方式（※）によりお参りしていただきます。

※お墓参りのように、骨壺を収蔵した納骨壇の前でお参りしていただく方法です。

〈参考〉長期納骨堂の様子



2. 申請資格

次の要件を全て満たしている方は、長期納骨堂の申請ができます。

1. 申請時点において本市に継続して3年以上居住し、住民基本台帳に記録されている方。
2. 火葬骨をお持ちの方。※分骨での申請は出来ません。
3. ご遺骨に対し、祭祀を主宰すべき地位にある方（喪主的立場の方）で、原則としてご遺骨から見て、以下の続柄の方。

- ① 配偶者（妻または夫）
- ② 血族3親等以内（子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、曾孫、おじ、おば等）
- ③ 姻族2親等以内（義子、義父母、義兄弟姉妹等）
- ④ 養子又は養女、養父、養母

＊ 使用許可日の翌日から起算して1年以内にご遺骨を墓地公園管理事務所までお持ちください。

3. 申請方法

長期納骨堂の使用許可申請の手続きは、市役所環境衛生課で受付しています。申請手続きは原則として本人が行って下さい。場合によっては、詳しい説明や異なる書類が必要になりますので、事前に環境衛生課にご相談のうえ手続きをして下さい。

- （1）受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。）

- （2）申請の際には、次の書類が必要です。

① **浦安市墓地公園使用許可申請書・誓約書**

※環境衛生課で配布します。

② **申請者の住民票**（世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの）

※発行日より2週間以内のもの

③ **申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡者との続柄がわかるもの

※発行日より3ヶ月以内のもの

④ **死亡者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡日が記載されたもの

※③の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）

※発行日より3ヶ月以内のもの

※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。

（自治体によって期間が多少異なります。）

※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。

※胎児の場合は戸籍がないため、必要ありません。

⑤ **ご遺骨の証明書類** ○死体（胎）火葬許可証の写し（まだどこにも埋蔵されたことのない新骨の場合）

※裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。また、許可日までには原本の確認をします。

○埋蔵・収蔵証明書（墓地に埋蔵又は、納骨堂に収蔵している場合）

○墓地公園使用許可証の写し（浦安市墓地公園内の他のお墓を使用している場合）

⑥ **その他の書類** 申請者と死亡者の間柄などにより、③④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

4. 使用料

長期納骨堂	使用料（市内者料金）	使用料（市外者料金）
2体用	77,000円（消費税込）	115,500円（消費税込）
6体用	154,000円（消費税込）	231,000円（消費税込）

- ※1 許可証の交付の際に、納付書をお渡ししますので、納期限（許可日より約1か月）までに金融機関等で収めてください。（分割やクレジットカード払いはできません。）
- ※2 市外者料金とは、使用期間を更新する時点において、使用者が市外者の場合に適用されます。
- ※3 使用料の他には、費用は発生しません。

5. 使用許可証の交付

使用許可証は、下記許可日以降にご自宅へ郵送します。

申請の受付日	許可日
1日から15日までの受付	翌月の1日
16日から月末までの受付	翌月の15日

※許可日が土・日曜日、祝日の場合、郵送日は繰り下がります。

6. 納骨について

- （1）納骨する場合は、納骨予定日の1週間前までに、墓地公園管理事務所に電話予約をし、納骨日時の予約をしてください。
- （2）予約のない場合は、納骨することができません。
- （3）骨壺（ご遺骨を収納するための容器）は、幅、奥行き、高さとも30cm以内のものでないと納骨できません。
- （4）納骨する前日までに、墓地公園管理事務所に次の書類を提出してください。
書類の提出がない場合は埋蔵できません。
- ① 浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届 ※管理事務所でご用意します。1焼骨につき1枚必要。
- ② 浦安市墓地公園長期納骨堂使用許可証 ※1ロッカーにつき1許可証が必要。
- ③ 死体（胎）火葬許可証または改葬許可証（原本） ※1焼骨につき1枚必要。
- ④ 長期納骨堂使用料の納入後の領収書（写しでも可）
- （5）遺品等のご遺骨以外のものはお預かりできません。

7. 使用期間の更新

- （1）使用許可期間は、使用許可日の翌日から起算して10年間です。
- （2）使用期間を更新する場合は、使用期間満了日の1ヶ月前までに更新の手続きをしてください。
申請の際には、次の書類が必要です。
- ① 浦安市墓地公園使用期間更新承認申請書
※環境衛生課でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園長期納骨堂使用許可証
- ③ 長期納骨堂使用料の納入後の領収書（写しでも可）

8. 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、長期納骨堂の使用許可を取り消します。

- (1) 使用者が使用許可を受けた長期納骨堂を、その目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が長期納骨堂の権利を、第三者に譲渡、または転貸したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- (4) 使用許可日の翌日から起算して1年以内に、ご遺骨を納骨しないとき。
- (5) 条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

9. 長期納骨堂の返還

使用者は、長期納骨堂を使用しなくなったときは、その長期納骨堂を原状に回復した後、速やかに返還手続きをしてください。届け出の際には、次の書類が必要です。(申請窓口：墓地公園管理事務所)

- ① 浦安市墓地公園返還届 ※管理事務所でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園長期納骨堂使用許可証

※ご遺骨を収蔵しているときは、改葬の手続きをし、ご遺骨を改葬した後に返還手続きをしてください。

※使用料は、使用許可日から9年が経過する前に限り、既納使用料の一部を還付します。

還付割合については、以下のとおりになります。

※別途「浦安市墓地公園使用料還付請求書」が必要になりますので、詳しくは墓地公園管理事務所までお問い合わせください。

使用許可を受けてからの経過年数	還付割合
1年以内	9/10
1年を超え、2年以内	8/10
2年を超え、3年以内	7/10
3年を超え、4年以内	6/10
4年を超え、5年以内	5/10
5年を超え、6年以内	4/10
6年を超え、7年以内	3/10
7年を超え、8年以内	2/10
8年を超え、9年以内	1/10
9年を超え、10年以内	0/10

10. 利用上の注意事項

- (1) 献花以外の物を置くことはできません。(お線香や供物等)
- (2) 公園施設及び設備のご利用の際には、設備を破損したり汚すことのないように、ご注意ください。
- (3) 墓地公園内における営利行為は、一切禁止しています。
- (4) その他墓地公園において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑の掛かる行為をした場合は、直ちに退園していただきます。
- (5) 墓地公園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- (6) 墓地公園の運営・管理については「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」によります。

短期納骨堂利用案内

1. 施設の概要

短期納骨堂はご遺骨を1骨ずつお預かりする一時保管施設です。ほかの墓地施設の資格要件を満たすまでの間、短期的にご遺骨を預けたい場合等、さまざまな使用形態に対応した施設です。使用期間は1年間で、使用期間の更新を希望する場合は、契約の更新が必要です。

〔整備基数〕 440 壇

〔納骨方法〕 職員がご遺骨をお預かりし、納骨室へ収蔵（納骨）いたします。

〔参拝方法〕 間接礼拝方式（※）によりお参りしていただきます。

※お墓参りのように、直接個々の墓前でお参りするのではなく、納骨室前に設置した屋内祭壇でお参りしていただく方法です。

〈参考〉短期納骨堂の様子

左図：短期納骨堂の納骨室。こちらでお預かりしたご遺骨を保管します。入室はできません。

右図：短期納骨堂の屋内祭壇（合同礼拝所）。お参りの際にご利用できます。



2. 申請資格

次の要件を全て満たしている方は、短期納骨堂の申請ができます。

1.

申請者が市民の場合	申請者が市外者の場合
以下のいずれの要件も満たしていること。 ○申請者が申請時点において本市の住民基本台帳に記録されていること。 ○お持ちのご遺骨（分骨不可）があること。	以下のいずれの要件も満たしていること。 ○死亡者が死亡時点において、本市の住民基本台帳に記録されていること。 ○死亡者が死亡してから1年以内の申請で、そのご遺骨が埋蔵又は収蔵されたことがない火葬骨（分骨不可）であること。

2. ご遺骨に対し、祭祀を主宰すべき地位にある方（喪主的立場の方）で、
原則としてご遺骨から見て、以下の続柄の方。

- ① 配偶者（妻または夫）
- ② 血族3親等以内（子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、曾祖父母、曾孫、おじ、おば等）
- ③ 姻族2親等以内（義子、義父母、義兄弟姉妹等）
- ④ 養子又は養女、養父、養母

3. 申請方法

短期納骨堂の使用許可申請の手続きは、市役所環境衛生課で受付しています。申請手続きは原則として本人が行って下さい。場合によっては、詳しい説明や異なる書類が必要になりますので、事前に環境衛生課にご相談のうえ手続きをして下さい。

- （1）受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。）

- （2）申請の際には、次の書類が必要です。

① **浦安市墓地公園使用許可申請書・誓約書**

※環境衛生課で配布します。

② **申請者の住民票**（世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの）

※発行日より2週間以内のもの

③ **申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡者との続柄がわかるもの

※発行日より3ヶ月以内のもの

④ **死亡者の戸籍謄本（全部事項証明書）**・・・死亡日が記載されたもの

※③の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）

※発行日より3ヶ月以内のもの

※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。

（自治体によって期間が多少異なります。）

※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。

※胎児の場合は戸籍がないため、必要ありません。

⑤ **ご遺骨の証明書類** ○死体（胎）火葬許可証の写し（まだどこにも埋蔵されたことのない新骨の場合）

※裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。また、許可日までに原本の確認をします。

○埋蔵・収蔵証明書（墓地に埋蔵又は、納骨堂に収蔵している場合）

○墓地公園使用許可証の写し（浦安市墓地公園内の他のお墓を使用している場合）

⑥ **その他の書類** 申請者が市外者の場合、死亡者の住民票（除票）を併せてご提出ください。

申請者と死亡者の間柄などにより、③④以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

4. 使用料

使用料（市内者料金）	使用料（市外者料金）
6,600 円（消費税込）	9,900 円（消費税込）

- ※1 許可証の交付の際に、納付書をお渡ししますので、原則として、申請日当日中に、市役所内の金融機関等で納めてください。（分割やクレジットカード払いはできません。）
- ※2 市外者料金とは、申請者が市外者の場合に適用されます。
また、使用期間を更新する時点において、使用者が市外者の場合にも適用されます。

5. 使用料の納付方法と使用許可証の交付

所定の審査の結果、使用許可を決定した方には、申請日当日に、所定の使用料を市役所内の金融機関でお支払いいただき、その場で使用許可証を交付致します。

6. 納骨について

- （1）納骨する場合は、納骨予定日の1週間前までに、墓地公園管理事務所に電話予約をし、納骨日時の予約をしてください。
- （2）予約のない場合は、納骨することができません。
- （3）骨壺（ご遺骨を収納するための容器）は、幅、奥行き、高さとも30cm以内のものでないと納骨できません。
- （4）納骨する前日までに、墓地公園管理事務所に次の書類を提出してください。
書類の提出がない場合は埋蔵できません。
- ① 浦安市墓地公園埋蔵・収蔵・改葬届
※管理事務所でご用意します。1 焼骨につき1 枚必要。
- ② 浦安市墓地公園短期納骨堂使用許可証
※1 焼骨につき1 許可証が必要。
- ③ 死体（胎）火葬許可証または改葬許可証（原本）
※1 焼骨につき1 枚必要。
- （5）遺品等のご遺骨以外のものはお預かりできません。

7. 使用期間の更新

- （1）使用許可期間は、使用許可日の翌日から起算して1 年間です。
- （2）使用期間を更新する場合は、使用期間満了日の1 ヶ月前までに更新の手続きをしてください。
申請の際には、次の書類が必要です。
- ① 浦安市墓地公園使用期間更新承認申請書
※環境衛生課でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園短期納骨堂使用許可証
- ③ 短期納骨堂使用料の納入後の領収書（写しでも可）

8. 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、短期納骨堂の使用許可を取り消します。

- (1) 使用者が使用許可を受けた短期納骨堂を、その目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が短期納骨堂の権利を、第三者に譲渡、または転貸したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- (4) 使用許可日の翌日から起算して1年以内に、ご遺骨を納骨しないとき。
- (5) 条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

9. 短期納骨堂の返還

使用者は、短期納骨堂を使用しなくなったときは、その短期納骨堂を原状に回復した後、速やかに返還手続きをしてください。届け出の際には、次の書類が必要です。(申請窓口：墓地公園管理事務所)

- ① 浦安市墓地公園返還届 ※管理事務所でご用意します。
- ② 浦安市墓地公園短期納骨堂使用許可証

※ご遺骨を収蔵しているときは、改葬の手続きをし、ご遺骨を改葬した後に返還手続きをしてください。

※使用期間内に返還した場合、使用料を還付します。還付割合については、以下のとおりになります。

納入した使用料を12で除した額に、返還した日の属する月の翌月から当初使用期間満了日の属する月までの月数を乗じて得た額。

※別途「浦安市墓地公園使用料還付請求書」が必要になりますので、詳しくは墓地公園管理事務所までお問い合わせください。

10. 利用上の注意事項

- (1) 使用許可を受けたご遺骨以外は、収蔵できません。
- (2) ご遺骨が収蔵されている納骨室には入室することはできません。
- (3) 短期納骨堂の屋内祭壇では献花以外はできません。(お線香や供物等)
また、合同の礼拝所になりますので、法要等での使用はご遠慮ください。
なお、複合霊堂の屋外祭壇では、お線香をあげることができます。
- (4) 公園施設及び設備のご利用の際には、設備を破損したり汚すことのないように、ご注意ください。
- (5) 墓地公園内における営利行為は、一切禁止しています。
- (6) その他墓地公園において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑の掛かる行為をした場合は、直ちに退園していただきます。
- (7) 墓地公園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承下さい。
- (8) 墓地公園の運営・管理については「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」及び、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」によります。

墓 地 公 園 使 用 者 共 通 事 項

1. 使 用 許 可 の 承 継

墓地公園の使用者が死亡した場合は、使用許可の地位を承継することができます。ただし、祭祀を承継する方以外の承継は承継することができません。申請の際には、次の書類が必要です。（申請窓口：環境衛生課）

- ① 浦安市墓地公園使用許可承継承認申請書・誓約書
※環境衛生課で配布します。
- ② 浦安市墓地公園使用許可証
- ③ 承継者の住民票（世帯全員分のもので、本籍、続柄が記載されているもの）
※発行日より2週間以内のもの
- ④ 承継者の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・死亡者との続柄がわかるもの
※発行日より3カ月以内のもの
- ⑤ 死亡者の戸籍謄本（全部事項証明書）・・・死亡日が記載されたもの
※発行日より3カ月以内のもの
※④の書類と同じ場合は不要です。（夫婦で本籍地が同じ場合等）
※死亡日の記載は、死亡届を出してから反映されるまで若干期間を要します。
（自治体によって期間が多少異なります。）
※誰も戸籍にいない場合は、除籍謄本と呼びます。
- ⑥ その他の書類

申請者と死亡者の間柄により、④⑤以外の戸籍謄本や改製原戸籍、祭祀を主宰すべき地位を証する書類（葬儀の礼状などの写し）等が必要になる場合があります。詳しくは環境衛生課にお問合わせください。

2. 使 用 許 可 証 記 載 事 項 の 変 更

墓地公園の使用者は、使用許可証の住所・本籍等に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。届出の際には、次の書類が必要です。（申請窓口：環境衛生課、墓地公園管理事務所）

- ① 浦安市墓地公園使用許可証記載事項変更届
※環境衛生課、管理事務所で用意します。
- ② 浦安市墓地公園使用許可証
- ③ 変更内容の確認できる書類等
○住所を変更した場合・・・住民票（世帯全員分のもので、本籍、続柄が記載されているもの）
※発行日より2週間以内のもの（市内から市内に転居した場合は必要ありません）
○本籍や氏名を変更した場合・・・戸籍謄本 ※発行日より3カ月以内のもの

3. 使 用 許 可 証 の 再 交 付

墓地公園の使用者は、使用許可証を紛失、又はき損したときは、速やかに再交付の手続きをしてください。申請の際には、次の書類が必要です。（申請窓口：環境衛生課、墓地公園管理事務所）

- ① 浦安市墓地公園使用許可証再交付申請書
※環境衛生課、管理事務所で用意します。
- ② 使用者本人を確認できるもの（運転免許証、保険証等）

※使用許可証の再交付の手数料は、1件300円となります。

使用許可証が無い場合には、使用期間の更新、承継、返還の手続きができない場合がありますので、使用者が必ず大切に保管してください。

4. 改葬の手続き

改葬とは、すでに墓地や納骨堂に納めているご遺骨を別の墓地や納骨堂に移すことで、改葬する際は、ご遺骨を納めている寺院等のある市区町村の許可（改葬許可証の取得）が必要です。改葬許可証のないご遺骨は、改葬することができません。

（１）他の墓地や納骨堂から浦安市墓地公園への改葬について

浦安市墓地公園に改葬する場合は、まず墓地公園の使用許可を受ける必要があります。

一般的な改葬の手続きの流れは以下のようになります。

① 手続きする場所：ご遺骨を納めている墓地や納骨堂（お墓の管理者）

埋 蔵 証 明 書 の 発 行 ・ ・ ・ A	収 蔵 証 明 書 の 発 行 ・ ・ ・ B
（墓地に納めているご遺骨を改葬する場合）	（納骨堂に納めているご遺骨を改葬する場合）



② 手続きする場所：浦安市役所 環境衛生課

浦 安 市 墓 地 公 園 使 用 許 可 申 請 書 等 の 提 出 （A又はBを添付）



浦 安 市 墓 地 公 園 使 用 許 可 証 の 交 付 （使用料等の納付） ・ ・ ・ C



③ 手続きする場所：ご遺骨を納めている墓地や納骨堂がある市区町村（役所）

改 葬 許 可 証 の 発 行 ・ ・ ・ D

上記の市区町村で発行される改葬許可申請書にCの書類を添えて、改葬許可証の交付を受けてください。改葬許可証は、通常、改葬する1遺骨につき、1枚必要です。

※改葬許可証の発行手続きは、自治体によって異なりますので、手続きを行う前に、必要書類等につき、電話等でご確認ください。自治体によっては必要書類が異なる場合があります。



④ 手続きする場所：浦安市墓地公園

納 骨 の 手 続 き

墓地公園での納骨予定日が決まりましたら、その1週間前までに、墓地公園管理事務所（Tel047-380-2220）まで連絡し、CとDの書類を前日までに提出してください。

(2) 浦安市墓地公園から他の墓地や納骨堂への改葬について

他の墓地や納骨堂へ改葬する場合は、まず改葬先の墓地や納骨堂の使用許可を得る必要があります。
一般的な改葬の手続きの流れは以下のようになります。

① 手続きする場所：改葬先の墓地や納骨堂（お墓の管理者）

改葬先の受け入れ証明書の発行・・・A

改葬先の施設でご遺骨の受け入れが可能であることを証明します。



② 手続きする場所：浦安市役所 環境衛生課

改葬許可証の発行・・・B

Aの書類と浦安市墓地公園使用許可証を環境衛生課までお持ちください。改葬許可申請書を発行しますので、所定欄に記入・押印（墓地公園使用者の印鑑）の上、市民課（浦安市役所1F）の窓口で改葬許可証の交付を受けてください。改葬許可申請には、使用者以外の方が申請される場合、市民課にある承諾書の記入や本人確認書類が必要となります。改葬許可証は、通常、改葬する1遺骨につき、1枚必要です。



③ 手続きする場所：浦安市墓地公園

ご遺骨引き取りの手続き

ご遺骨の引取予定日が決まりましたら、その1週間前までに、墓地公園管理事務所（Tel047-380-2220）まで連絡し、Bと浦安市墓地公園使用許可証を前日までに提出してください。

5. 埋 蔵 ・ 収 蔵 証 明 書 の 作 成 例

改葬許可を得るにはご遺骨を墓地（墓所）に埋蔵されている方は埋蔵証明書が、納骨堂に預けられている方は収蔵証明書が必要となります。

・ 証明書例

●寺院等の墓地に埋蔵、納骨堂に収蔵の場合

埋 蔵 ・ 収 蔵 証 明 書	
申請者住所	浦安市猫実 1-1-1
申請者氏名	浦安 太郎
死亡者氏名	浦安 花子
申請者と死亡者の続柄	妻
死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
遺骨の種別	焼骨・分骨・土葬骨
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	

上記、浦安花子様のご遺骨を当院の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵してあることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

寺院名 宗教法人〇〇〇寺

所在地 〇市〇町〇番地

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

代表役員 千葉 三郎

(代表者印又は法人印)

●個人又は共同墓地に埋蔵の場合

埋 蔵 証 明 書	
申請者住所	浦安市猫実 1-1-1
申請者氏名	浦安 太郎
死亡者氏名	浦安 花子
申請者と死亡者の続柄	妻
死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
遺骨の種別	焼骨・分骨・土葬骨
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	

上記、浦安花子様のご遺骨を〇市〇町〇番地の個人（共同）墓地に埋蔵してあることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 〇市〇町〇番地

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

墓地管理者 千葉 三郎

(実印)

《証明書作成上の注意事項》

- ① 埋蔵・収蔵証明書の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示す事項が記載されていることが必要となります。
- ② 証明書の印は、登録されている代表者印・法人印又は実印でなければなりません。
- ③ 記載事項等に不正等疑義が生じた場合は、印鑑登録証明書の提出をしていただく場合があります。
- ④ 証明書の写しや発行証明書、領収書等は、証明書に代えることはできません。
- ⑤ 埋蔵・収蔵場所が遠方の場合は、証明書の取得に時間がかかることが予想されますので、あらかじめ余裕をもってご用意ください。
- ⑥ 浦安市墓地公園に改葬できるのは、焼骨のみ（土葬骨不可）となります。詳しくは、環境衛生課にお問合わせください。

6. 集会施設の案内

集会施設には、故人を偲ぶための法要や、それに伴う会席を行うための部屋を用意しています。
和室・洋室・法要室を時間単位でお貸ししています。

(1) 利用申請資格

浦安市墓地公園の使用許可を受けている方。

○法要室（椅子席） 2室（1室 約30名） ※2室を1室として利用する場合（約60名）

○洋室（椅子席） 2室（1室 約30名） ※2室を1室として利用する場合（約60名）

○和室 1室（約18名） ※貸出椅子あります。

(2) 利用時間・料金

午前9時から午後4時まで

	市内者	市外者
基本料金（1室1時間につき）	2,200 円	3,300 円
延長料金（30分につき）	1,100 円	1,650 円

（消費税込）

(3) 注意事項

○申請手続き後、仮予約（集会施設は使用許可日以降、利用が可能）ができます。

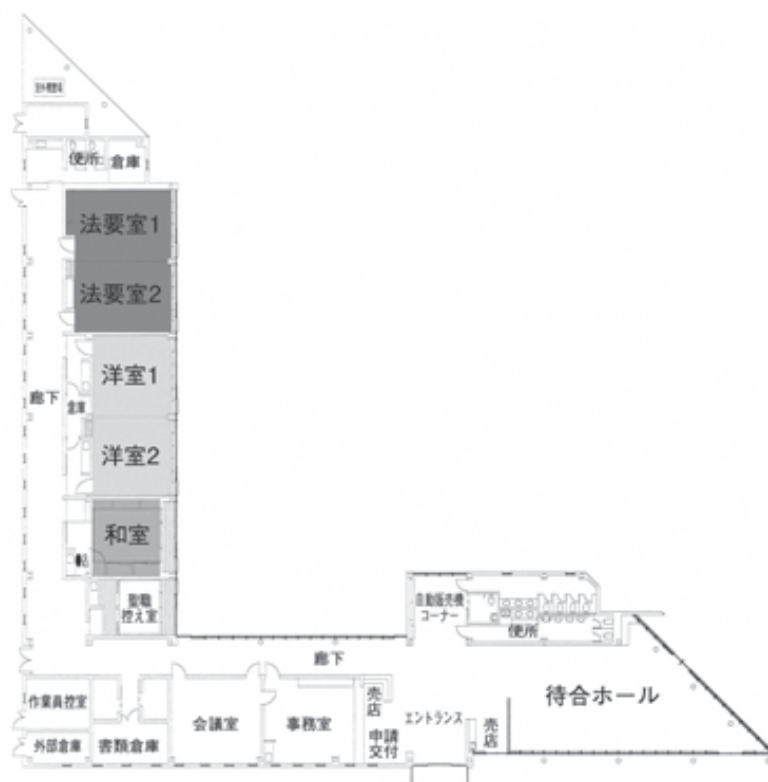
○利用する日の6ヶ月前から、管理事務所で申請できます。

○仕出し、飲み物等はお客様ご自身でご用意ください。

（事務所に配達可能業者のパンフレットがあります。）

○墓地公園管理事務所内の売店では、供花や線香等を購入できます。

(4) 問い合わせ先 浦安市墓地公園管理事務所 047-380-2220





【案内図】

浦安市墓地公園は、シンボルロードを海（東南）に向かって直進した、日の出地区の東海岸寄りです。

【開園時間】

通常 午前9時～午後4時半

（年中無休で開園しております。）

※12月29日～1月3日の期間は、管理事務所の業務はお休みですが、お線香・お花の販売はしています。

※特定日（お彼岸、お盆等）は開園時間が延長されます。

【アクセス】

○電車

J R京葉線 新浦安駅から約2.5km 徒歩約30分

東京メトロ東西線 浦安駅から約5.0km

○バス

新浦安駅・浦安駅から

バス11系統で「日の出南」（墓地公園内）下車

バス3系統で「総合公園」下車 徒歩5分

※ 令和5年4月現在 バスの運行についてはバス会社にお問合せください。
（バス会社：東京ベイシティバス 047-352-2111）

○車

国道357号線（湾岸道路） 浦安インターチェンジから約3.2km（駐車場約170台完備）

【問い合わせ先】

〒279-0013 浦安市日の出8丁目1番1号
浦安市墓地公園管理事務所 TEL 047-380-2220
FAX 047-380-2266

〒279-8501 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市環境衛生課 TEL 047-712-6526